

業者負担光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
勝山高等学校	<p>ブロック塀改修工事について、工事業者が使用した水道料金について負担を求めているが、当該水道料金の積算について、工事竣工日の属する検針期間に該当する月額料金により積算すべきところを、工事竣工日が属さない検針期間に該当する月額料金で計算したため、徴収不足となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 583 1626 806"> <thead> <tr> <th>工事期間</th> <th>竣工日</th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年6月19日から 同年9月30日まで</td> <td>令和元年9月30日</td> <td>1,008円 (注1)</td> <td>1,118円 (注2)</td> <td>110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>水道料金の検針期間                      (注1) 令和元年12月4日～令和2年1月5日                      (注2) 令和元年9月4日～令和元年10月2日</p>	工事期間	竣工日	誤 (既収納額)	正	不足額	令和元年6月19日から 同年9月30日まで	令和元年9月30日	1,008円 (注1)	1,118円 (注2)	110円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、「食堂等の業者が負担する電気、ガス、水道料金の積算方法について(通知)」に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【食堂等の業者が負担する電気、ガス、水道料金の積算方法について(通知)(平成17年2月17日付け教委財第3160号)】</b>                      食堂等の業者が負担する光熱水費の積算方法 平成16年4月請求分から                      使用器具等の使用(電力・ガス・水)量が親あるいは子メーターにて積算されていない場合                      工事業者 使用器具等が接続する親メーターにより学校が支払う月額(電気・ガス・水)料金×工事期間中の月額使用(電力・ガス・水)量(KW・m<sup>3</sup>・m<sup>3</sup>)÷当該親メーターの表示する月間使用(電気・ガス・水)量(KW・m<sup>3</sup>・m<sup>3</sup>)                      ※ここでいう月額料金とは、工事竣工日の属する検針期間に該当する月額料金とする。</p> </div>	<p>適正な金額を算出し、生じた差額について業者へ連絡の上、納入通知書を発行し納付いただいた。                      今後は、関係通知に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
工事期間	竣工日	誤 (既収納額)	正	不足額									
令和元年6月19日から 同年9月30日まで	令和元年9月30日	1,008円 (注1)	1,118円 (注2)	110円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年11月16日)